



四季  
州  
秋  
中  
五

73  
367  
5





7 3  
門 曾  
號 367  
卷 5

四季艸五之卷 秋草中

目録

明治三十六年十一月十九日  
市島謙吉氏寄贈



官位之部

家

武家 武士

四品

宰相

中將少將

突掛侍從

諸大夫

隼人木工鞞負

少輔

正某位

市人稱官名

冠服之部

冠

納豆烏帽子

風折烏帽子

折烏帽子、緒

小結

長小結

無位無官禮服

袍

素襖

素襖紐結

直垂

鎧直垂

○四季艸五之卷中目録

○單



四季艸五通計五十三條	女湯具	白衣	足袋	帷	時服	長袴	褐上下	上下	直衣
	湯卷	股引	合羽	衣替、時節	小袖	十徳	夏上下	麻上下	狩衣 <small>奴袴</small>
	女衣服	脚半	家紋	鼠色衣服	熨目	羽織	肩衣	裏付上下	布衣
	女袴	下帶 <small>擯鼻禪</small>	紙衣	頭巾	魚地熨目	道服	半袴	継上下	大紋

四季艸五の巻 秋草中

官位之部

公家

公家といふ禁裏の事あり。古事談卷二小云儀同三司伊周配流者中此間公家差右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右衛門府生伊遠等被馳遣帥所歸本家云々。又云。又伊周私修太元法。件法者非公家者不修之法也云々。東鑑卷十一。建久二年五月三日。頼朝奏狀云上。縦頼朝身有其咎之時者。自公家何無御沙汰哉中。今以下被又傷五仕法師之忿怒。忝奉驚公家下。是等公家といふハ皆禁裏を指していふ。



を案さるゝ禁裏に仕へ奉る公卿殿上人あどの事哉。公  
家とはうりいひハ誤り也。公家衆と衆の字を付ていふ  
可し

武家 武士

武士といふハ朝廷武官の人れ呼ぶ称少く。上古の書を  
武士といふ名目あり。武家といふを頼朝將軍以来事  
少く。上古の書こそ武家といふ名目あり。近世板行の  
俗書。多田満仲義家頼政等の事を武家と書たるあり。  
是誤あり。これ武士といふ。或書。頼朝以来  
の事哉といふ。武家の世ふありと云ふも誤り也。武

家たり天下の政え出をとも王位を奪はば。さハバ武家の  
世ふありと云ふは誤り也。武家の政ふありと云ふは  
誤り也。

四品

四品の事。近世武家少く四位ふあり。四品といふを官  
職に故實違ひたり。親王の位を品ハンといひ。諸臣の位は  
位イといふ。官位令の義解に見え。親王少く四品少  
く。諸臣は四位といふ。然ま。江戸少  
く。四品と云ふ事常ふあり。本来を心得おく可し。

宰相



宰相と云ふも參議の唐名なり。本名ハ參議あり。近世江戸の人多ク宰相といふのあり。參議といふ名を知らぬ人多し。

中將 少將

中將少將といふ官別あり。是ハ近衛府の官なり。今ハ左近衛右近衛を攝ていふ。近衛府より大將中將少將將監將曹府生番長あり。中將も少將もその内の官なり。近衛中將近衛少將といふ位を畧して中將少將とばし。近衛ハ武官なり。その官に居るは武士の規模とす。

突掛侍従

國持大名の元服して初より直に侍従に任ぜる事。江戸の人ハ皆つくり侍従といひ習ひたる。皆つくりといふ詞もあらず。初任侍従といふ位は事なり。

諸大夫

今諸大夫といふハ五位の通称なり。無官なり。某守とあるを受領といふ。受領といふを則諸大夫といふなり。職原抄ハ諸大夫ハ五位六位より四位も有る。此ハ趣別なり。武家の制法を違へり。

隼人 木工 鞆負



隼人をとやといひ。木工成もくといふハ文字よく能うね  
ひたれども古よりの名目には叶へば名目ハ隼人を  
いと木工成むくといふなり。又鞆負をゆきと云ふ是誤  
なり。ゆきといふと申げひあり。ゆれど江戸もよく  
やと。もく。ゆきと申す事むねを本をバ志してかくし

正 少輔

主膳正内膳正の正は字をさやうと申すといふハ正はし。あみといふ  
すし。又式部少輔民部少輔の少輔をさやうといふと申す  
なり。さやうといふは引音さやうといふの音をさ  
やうといふと申すなり。引音さやうといふの音をさ

ていし。中勢兵部刑部宮内大藏治部さやう少輔もおね

正某位

正四位正五位さやう正の字ハふと申すといふはし。さやう正の  
字ハ神の位さやうといひ人の位ハたびりていふなり

市人称官名

本朝ふて末世ハ治工筆工の類までと官名を称する事  
ありぬ。漢國も同ト事あり。陸客菽園記。宋人稱外郎者  
古有中郎外郎皆臺省官。故僭擬以尊之。今人稱中郎者  
称待詔磨工称博士。師巫称大保。茶酒称院使。皆然。艸率名



分不明之舊習也。國初有禁云々。と見えたり。

冠服之部

冠

日本紀云。推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定らる。てより以降。古ハ冠をりてそれ品位ニ差別致せり。武  
あや。昔の冠ハ錦繡もて袋の如く縫たるものあり。天武  
天皇の御代ニ漆紗の冠を用ひり。うごも。る。袋のご  
ゆ。く。ふ。て。あ。や。り。なり。その後幸冠といひし冠も阿婆と。  
あ。や。と。漆紗と同ドク和らか。冠たるべし。清少納  
言の枕草紙ニ。雨にうごも。冠も。て。表衣下襲ハ

ご。つ。よ。あり。事。是ハ冠う。和ら。あ。か  
ゆ。り。雨にあひ。を。たる。今。の。冠ハ紙。ふ。て  
張ぬ。て。羅を。漆。ぬ。その。形。も。  
小。さ。く。て。頭へ入らぬ。点頂。の。セ。置。あり。又。巾子も高  
く。て。笄を貫きたり。古の冠とて大。き。ひ。た。也。今。の  
あ。や。冠も鳥帽子も固く。鳥羽院の御代衣  
文といふ事始。己未の事。今ハ厚額。薄額。半額。透  
額。い。ひ。て。品。の。冠。出来。き。り。

納豆烏帽子

納豆烏帽子といふハ本名にあらざ。田舎あき寺の僧ガ。檀



那へ納豆を贈る。薄さ板を三角に折り曲げて。底は紙  
ふくむ。蓋も紙。納豆を盛りて贈る。その入物  
形に似たる。俗に納豆烏帽子といふ。本名は折  
烏帽子あり。抑々よく烏帽子ハ上古ハ絹に漆ぬりて。今の  
頭巾ツギンの如くや。ある物にて有。あり。此事野宮  
宰相定基卿の。新井筑後守君羨へ答へ。書に見えり。  
建保職人歌合。八番烏帽子折の歌。我宿のえぼり。絹  
をいよせん。ぬる夜はくたふ月の頃。れこををり。えぼり  
絹とえ絹を以て烏帽子。故作て漆をぬる。ぬり。上  
古ハこれ如此。うへやうらうら。然るに後三條

院の御孫。花園。左大臣有仁公父ハ輔仁親王。衣文を好む。装束を強  
く張ら。烏帽子を堅くぬり。紙にて作。さび  
をさびとてえぼり。ぬり。むる事始。あり。  
續世継物語。此大將殿ハ有仁公をさして云ふ。ことの外。えりん  
成好む。ひて。うへに。ぬる。長さ短り。さる。ぬる。  
本定。なご。ぬり。き。め。ひて。それ。ち。ま。  
ま。へり。な。お。昔。ハ。や。の。事。も。さ。ら。で。さ。  
ぬ。も。あ。り。え。ぼ。り。も。こ。ろ。く。ぬ。る。事。ハ。  
あ。の。や。ま。系。ね。ぬ。し。あ。の。こ。ろ。さ。び。え。ぼ。り。ハ。  
し。ぬ。た。え。ぼ。り。あ。や。を。り。う。り。て。侍。る。ぬ。



とあるハ此事形也。折烏帽子も昔ハ絹ニ漆ぬりてやうら  
り形カタ立タテえ厚アツクうう一一なる案。それ折マきキ今イマの世ヨに折マえ  
おおうう一一の如ごとくあるなり。折マやや何ナニ也。後ノチ小紙コシよよてかかく  
くく一一らへ横ヨコう結ムスれれささびびをも付ツく作ツクるあり。又其後にま  
ぬぬきき三角ミカド立タテ  
つ物あり 城切シロキを折マててごごりりおおききううくく一一らへある  
なり。懐中フクロちまきチマキよ入イるべき為ため小コすすぬぬきき城シロ  
こやおたふちタるある言イハし 又室町殿ムロマチノミヤの時代ヨは折  
え厚アツクうう一一の折マやや家イへてかかりり何ナニ也。ごご今イマも京  
極折キョクマ観世折カンセマああららの品モノあり。観世折カンセマハ東山殿トウサンノミヤの頃トキ観世カンセとい  
ふ猿樂サルガクが折マややなりとぞ。近世キンセイああららは用ヨウふふる皆みな観  
世折カンセマなり。近世武家キンセイブキヤもてハ幸始サイジの御礼ミレニ登城トウシヨウの外ソトハえ厚アツク

うう一一かぶる事コトあり。観世カンセ形カタハ度タビ々々能ノをを長ナガくくたたううぶぶるる也  
也。え厚アツクうう一一も多オホく用ヨウふふるるふふくくりりて。え厚アツクうう一一し折マややの方カタ  
もて観世折カンセマを多オホくくああららへ置オケくくゆゆ急イサ観世折カンセマ世ヨ小廣コヒロク  
ありあり一一なり

風折烏帽子

風折烏帽子ハ本立ホテえ厚アツクうう一一を折マて着キたるなり。古コハや  
うう一一の形カタ一一ゆゆ急イサ時トキニ臨ミみ折マやや一一なる案。後ノチえ厚アツクうう  
一一折マくくる事コトに形カタ一一ゆゆ急イサ立タテえ厚アツクうう一一し。風折フウマと二  
品別シノビニあり一一なり。古コハ平礼ヘイレイと書カててヒヒととむ  
ライライととむむハ一一いいひひ一一を後ノチニ風折フウマと名ナひひ替カへたる  
何ナニ也也あり



形り。平礼とて立えほうしを折まき。折まきたる頭<sup>カシラ</sup>を巻の  
如くひらりめくゆゑむれといふなり。平礼をへいれいへい  
やよりて折えほうし<sup>俗に云侍</sup>の事ありといひ。又  
白張えほうしの事ありといふ。皆何やまうるを。風折をいふ  
名ハ風よ吹折らまきたる如くあれなるなり。風折といふ名  
も中古以来の事なり。西三條裝束抄。三光院内府記等よ。風折  
の風折と平礼と別物のやうよ記。名何也。是室町殿の時代の書なり。但  
されたるハあやまりなる也。古代の書に風折といふ名  
あり。飭抄其外古記。古き書よハ皆平礼といへ。山槐記。治承四  
年三月。四日。小云。今日新院令着始御烏帽子。給云。無殊儀帥大納  
言隆季調進之。八角。蒔繪。管二口。一口。平礼。一口。立烏。此平礼に  
あるハ風折烏帽子の事あり。天子御位をゆげりたるは後  
始て御えほうしを巻たるを

布衣始といふなり。新院ハ高倉院なり。○右の本文を以て。平礼。風折  
ハ侍えほうし。白張えほうし。とあらざる事。或知るべし。  
に龍上を右上りといふ事あり。龍上といふも。えほう  
し。以前の龍の方よ。内をり少押しし上げて。高く出したる  
所何也。此高き所を俗に眉といふ。龍上を龍眉に  
いふ。頂ハ必此眉のある方へ折まきたるなり。右も是よ  
ふぞらへ知るべし。龍上を紙龍折。右上りを右折といふ  
武家にもハ大うら龍折を用ふるなり。

折烏帽子緒

折烏帽子の緒をてうげけといふ。又えほうし。かむこと  
いふ。古ハ布そく平なる緒を用たり。軸物の緒は如し。白  
く黒を一寸まじらう組むる物な。此事宗五記よ見え







外へ引出して、ちねきうのうへにまきめて片とあよむをひ置  
し、昔の髪はゆひやうの前よ記及如く、頂の上よ髻何也。  
えぼう——はようの袋の如く、ゆるゆるもどく、は  
ねきへゆひ付け置ゆゑ、どうぼくきせされども、えぼうし  
落る事なきなり。此、體古画より見ざるし。

長小結

長小結のえぼう——は、こゆひをう——ろへ長く出し、牛の角  
のぶとくまがて置り也。是、童の元服の時よかふるえぼう  
しなり。これをきくこゆひえぼう——といふハ誤なり。長  
こゆひはえぼう——といふずし。おとねれ烏帽子にともこゆ  
ひあるゆゑ、只こゆひえぼう——といふハさうし

無位無官禮服

無位無官の人れ礼服ハ、折えぼう——に素襖をきるなり。古ハ  
武士ハ官位ある人も、常の平服ハ折烏帽子素襖あり。古ハ賤  
き者も皆是を着たるなり。土佐光信が職人歌合の繪り、  
諸工人も商人も、皆折えぼう——し、素襖きたる體を画ける也。  
以て考へ知るべし。

袍

袍は表衣ウキマにて、天皇より臣下に至るまで上よ着る正衣なり。  
縫やうハ關腋縫腋といひて二つはうをあり、何也。一位より初



位まで各定りたる色ありて。其位々の袍を位袍と申しあり。衣服令ふ。一位、深紫。三位以上、三位まで浅紫。四位、深緋。五位、浅緋。六位、深緑。七位、浅緑。八位、深縹。初位、浅縹と見えたる是れで深紫といふは紫の色甚深くして黒くありたる。次いふふとんと茄子の色はぶやうし。茄子の色は紫の色深くて黒く見ゆるなり。浅紫は常の紫ふも。今世は京紫といふ色なり。江戸紫といふ色は蒲萄深緋といふは緋の色甚深くして黒く見ゆるなり。浅縹は常の縹の色あり。俗に火といふ色なり。深緑といふは萌木色の深きなり。俗

に海松色とも。木賊色ともいふ色あり。浅緑は常の萌木色なり。深縹といふは縹色の深きなり。俗に濃茶色あり。浅縹は常の縹色にて。俗にいふ花色なり。右いばきを浅といふを薄き色と心得るは非なり。深きみ對して浅といふはそれなり。これ中位のいろよて。濃うらげ薄うらげぬ色を浅といふは縹なり。又無位は黄袍と衣服令ふ見えて。無位の人々黄色の袍を着るなり。又家人奴婢は椽黒衣と衣服令ふ見えて。諸家の内の者よて。奴婢を椽とて染たる黒き衣服を着るなり。椽は椽樹イキヒとも。又クヌギともいふ。本名はウルバミなり。俗にドンダリといふ。の實なり。是に黒染はるなり。さて今世は四位



以上の人黒袍を着せれど、おまきも本源を失へるなり。本ハ黒袍ニあらざり。上にひるるごとく。一位ハ深紫。四位ハ深緋にて。紫も緋を深く染まると黒く見ゆあり。それゆゑ心得誤りて。今ハ黒袍と心得たる事世上一體形也。一條院の正暦の頃より縫殿式の染式廢きて。深紫深緋をも本式に染む。鐵醬カサ五倍子フを交へる似を色成染初る。深紫も深緋も差別なく。一位の袍も四位の袍も。その色同じく黒染に成り。是よりして四位も一位の袍を着るがぶやくあれは。劣らざり。負トとて。二位も三位も。とりて黒袍を服する事なるなり。黒袍とい

ふ名目ハたゞ事形也。續世繼タラシの御子の巻。ふある人の申され

々々々々。ほるるもこれ衣ハ。王の四位の色に。王の五位といはるるあけ黒を着。たゞ五位のあけの衣おてうあけ。今の人心おとをげて。四位ハ王の衣より。五位ハ四位の衣をきるなり。檢非違使上官あどハ。形不あけ。紋阿らたあへ。とぞ侍々。と見えきり。これハ白河院の御時形也

素襖

素襖スアウの事。襖アウといふ装束有り。衣服令の武官ハ禮服。位襖位よりて色の定あるゆゑ。とあるは。義解ハ無欄之衣也。位襖位といふなり。



注せり。文官の袍

袍といふ東帯の時上  
お着る装束あり

も両腋を縫ひふさぐ。是を

縫腋といふ。縫腋の袍ハ、その小横幅付る。是を襖といふ。武

官の

武官といふ近衛衛  
門兵衛等あり 袍も両腋を縫ふさかず。あちて置く。是を

闕腋といふ。

闕腋ケツテキと云ふ  
ていふあらひなり

闕腋の袍にハ襖あり。此闕腋の

袍を上古ハ襖といひたるなり。縫腋も闕腋を綾成以て縫

ふなり。然るに素襖ハ布を以て縫ふゆゑ。質素なるを以て

素襖と名付きたるなり。

質素ハクダリ  
ニ成りしなり

襖と素襖の形ハ違

きれども。

ありけ付やう  
違ふなり

いづれも上よ着る物也。准ずる

いふなり。はて序にいふ。續日本紀寶龜十一年七月癸未。

征東使請甲一千領。仰尾張參河等五國。令運軍所甲申征

東使請襖四千領。仰東海東山諸國。令造送之。云々。と見えたり。

此時逆虜を討んがき。征東使陸奥國に發行するに

とありて甲

ヨロヒ 一千領を請ひ。とありて後より襖四千領を請

ふ。軍中よめて襖ハ何の用ぞや。後世の鎧直垂のぶきく着せ

しあるは。此襖といふ物也。後世よて闕腋の袍と

のみ称し。襖といふ事を知らず。装束抄とよ異説ま

ちありあてこれ誤きを

### 素襖紐結

素襖のむねより革紐あり。是をひもとみ。今世の人ハそれ  
紐をたれ下して。帯に挟きて置り。あれ紐結事也。



知らざる由あり。古ハ紐を結びしを也。其子をびやう。紐  
の端取く紐の上孔縫付たる所よりして。二つに折て。つら  
右方を取て。内むとびよすれば。おはつらり。おはつられ結ぶ  
ある所を。弓射酌。陪膳を。御盃。頂戴する時。多へ  
て手よ所作。何ふ時ハ。ひり。納るなり。紐を納ふとハ。兩  
手にく紐の結め。ひり。納るなり。両ひも。ひり。納るなり。素襖  
と小袖。ひり。間へ引入く。帯よ。挟み。下へ引通して。置る也。其  
所作を。志して。ハ。又本の如く。結び置る也。

直垂

直垂ヒタレの事。今世ハ直垂ヒタレは。古ハ大あし。ひり。

とて。白布に。直垂のごとく。ぬい。糊をあそく。付て。直垂  
の下に。重紐を。着たる。ひり。と。衣文。を。見たり。袴も  
ひり。ハ。着たる。下よ。白精好セイガクの大口。着る。其上。小袴を。着るなり。  
此事。宗五記。不見え。なり。大く。ひり。大口を。着る。て。直垂  
直垂。は。ひり。着る。ひり。素直垂スエタレと。畧儀。を。見たり。直垂  
も。官服。よ。ひり。で。無位。無官の。者。に。服。する。由。也。古ハ。官位  
たる。侍。も。式正の時。よ。素襖。ひり。て。直垂を。着し。も。  
ひり。將軍家。御所の。御弓場。始。し。矢取の。中間チユウケン直垂を。着  
る。も。き。し。大的體。拜記。見え。なり。右。に。如く。古ハ。誰  
も。着。した。る。服。あり。と。



當御家小至て。武家の礼服に階級を新に定め給ひし。侍從以上ハ直垂四品ハ狩衣。諸大夫ハ木紋。重き役人ハ布衣。其外ハ素襖也。御制法を立られし。申ふ。今世武家こそハ直垂ハ貴むる事なれ。古の風俗を以て今ハ御制法。沙汰する事なれ。やうに事今の眼を以て古に見まは。昔の事に心得が。此事あり。古今に通じ。しては万事みこころな事なり。

鎧直垂

鎧直垂ヨロビタレといふものあり。裁縫ハ常に直垂小同し。然るに袖口タテに括緒ククリツをさし短くするをさしと。袖口タテに括緒ククリツをさし

あり。袴ハ足はくろふ。やどれたるに。これも裾スツよくて緒をさし。上ハ五所下ハ左右のあひ引ヒキの下に。ふさの菊とちび二つ。けを胸ウデ紐ヒモも有り。地も漆色も定り。蜀紅錦ハ大將軍。大和錦ハ侍と禁トシを得て着る事なり。兼安元年四月二日の槐記に見えたり。近世兵家者流も。大將ハ何々。侍ハ何を用といふ事あり。これ私の新法あり。正徳年中。新井君義が上京を。時。高倉殿山科殿野宮殿へ。鎧直垂の事を問申せし。山科殿ハ知らずと答へられ。高倉殿野宮殿ハ。常の直垂を鎧の下に着るありて有。や。形。覺束ツクふく答へられし。武家ツクなり。のるれ。知



くそぬとあやわをぬり。又錦小とうだらびさぬぐ用  
ふ。古例ある事なり。

直衣

直衣ハ。大臣以下參議以上内々の常服なり。直衣を雜袍と  
ふ。あや。雜袍。或聽たれハ常衣參内小と着る。あや。御免  
形。人ハ參内ハ直衣着てまゐる事ハあらざり。

狩衣 奴袴

狩衣カリギヌの事。古ハ狩襖カリウヅといひ。又布衣ホイといひ。和名抄  
云。布衣此間云。獵衣リキ加利岐沼カリギノと何也。延喜彈正式に裁給  
純スツ爲獵衣リキこと也。或禁断せらる事見えたり。あき布アキヌして

製長チカを物たる也。結純ムスツを裁て獵衣とす。事を禁断  
せらる。狩衣カリギヌも本ハ鷹飼トカヒの服なり。鷹狩の時袖を  
結ムスして小手コテさしてたる如くして鷹をばくふなり。され  
ハ袖口に結緒ムスツあり。鷹狩ハ野山ノヤマあき事あるゆゑ木萱キカヤ  
の枝エダ小袖コスodeのひさうらぬたえなる所し。初ハ鷹飼鷹をば  
く事コトなり。嵯峨天皇宇多天皇など。甚鷹狩好ま  
せらる。野ノ行幸度ヨウキョウタクありて。鳳輦ホウケンの左サ柱ハしらは  
あり。天皇御み。鳳輦の中ナカに御  
鷹トカを合アヒさせらる。由。二條良基公ハ嵯峨野物語サカエノノ見  
えらる。されバ公卿殿上人も。手づから鷹を合アヒせらる。











治廿二年よりハ七  
十三年以前形也

又増鏡

月草の  
花れ巻

云。両六波羅

仲時  
時益

ひんご

しをさして。何づやと心うけそ。おちりれど。御幸もお

あじしちやうなる。

中別當  
公

道冬ハ道の程口をなさふ。をりえ

ほうししたぬのむくきといふ物うちさき。布そやか  
ふ。このさ入孔御せんどもよはぬれききん。ごんもを

見えぬ云々。是ハ正慶二年五月の乱改いせり。義満公

の家督継ぐ。年よりハ三十五年以前形也。然きバ義満

公より以前より有。事或知る。三光院内府

條實  
澄公

記。鹿苑院殿御代。昵近之人。給布直垂候。其以來

諸家着用之候。一向非本儀候。雖然大臣家被着。續候云々。

義満公の代。昵近の人。

昵近の人ハ將軍へ親しく出入て。禁  
裏へは取次をり。公家衆あり

布直垂を給ひ。公家衆も着用せらま。形也。此時布

直垂始。ふん何ら。大紋ハ素襖に似たり。其のた

り。大紋ハむむも。さくとも。丸組緒なり。素

襖もむむいり。さくとも。華形也。大紋の袴ハ腰

も白練なる。腰板のかど丸し。腰紐ハ白糸に上刺あ

り。素襖の袴ハ腰紐同。色の布也。腰板ハかどあり。腰紐

ハ上刺あり。大紋も素襖も。上ハ紋背ハ一つ。袖の中ハ縫目

ハ左右二つ。前ハ身と袖との縫目に左右二つ形也。袴ハ

紋も。大紋ハ左右の股の上ハあり。又尻ハあり。素襖ハ腰



板に有り。左右の相引ふあり。是兩品のうりりめ形也。直岳も大紋也。腰紐れ結やう。古風ハ絹腰の紐を前ふて前腰の紐よりけして志めて。さて堅結。多。重弦。前腰の紐ふくたひも上と下へむき通し。やうにして。卷餘で。此岳下サガらざるやうにして。おさし。形也。今世も二つばうり。ゆきて。卷餘で。紙膝ヒサの邊まで長く。岳下サガで置る也。紐のこけたるぶらと見あるなり。かやうの事時世の風俗の變あり。

上下

カミシモ上下といふ事。近世の麻上下など。み限る事形也。古も

何の装束も。上下具したる物ハ上下也。いひ。形也。十訓抄。ひび。西八條の舎人あり。きふ翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとり。ひび。ハ翁が見物せん。びる所あり。人々も。なぐら。びといふ。札を曉より立。多り。これ。人よ。ら。びり。き。あ。や。びり。時。あり。て。此。翁。あ。さ。だ。の。か。も。も。きた。や。扇。む。ら。き。ほ。の。ひ。も。あ。さ。や。が。存。ある。き。も。あ。て。物を見たり。云々。此上下ハ直岳をいふ。形也。後。又。昔。部。秘。訓。五。卷。ふ。云。次。予。車。棋。柳。車。副。二。人。恒。清。國。方。著。白。兩。面。上。下。差。平。組。括。平。礼。岳。裾。牛。童。次。郎。丸。着。赤。色。上。と。見。え。り。此。上。下。ハ。狩。衣。の。事。を。い。ふ。形。也。なり。岳。裾。と。ハ。狩。衣。の。志。也。然。た。り。し。る。



なる也。又宗五記小御供の時長具足ハ持間敷候惣トてえ存  
うし上下の時ハ不可持云。長具足とハ鎗  
長刀の類也。武雜記云。えぼり  
上下の時。ほりよれたる刀さし申候。候云。これ  
られ上下ハ素襖直垂形等の事をいふ事。而書さる室  
町殿の代に記したる書あり。刀を腰刀なり。  
さんかの事なり。

麻上下

麻上下の事。室町殿の時代ハ肩衣といひし事。其時代ハ  
記録どもに見えり。或説ハ松永彈正久秀。素袍の袖を  
切捨て肩衣を作すといふハ妄説あり。鎌倉年中行事  
一名成氏に鎌倉殿足利成氏の出陣の行粧を記したるに  
年中行事

金襴の肩衣。小袴を着たり。由見えり。松永ハ天文  
永禄元頃の人あり。成氏ハ明應六年に逝去せり。其時  
明應元年ハ永禄元年と云。六十七年以前なる。これ肩衣を  
松永以前より有し證あり。はる走衆故實。室町殿の  
い役人あり。御成の時先へ走りて。狼藉を禁むる役あり。其故實を記したる書に。惠林院義植公御代  
の事を記したるに。走衆廿人。肩衣半袴。小太刀をとり。是  
候とあり。義植ハ延徳二年に家督を継ぎ。松永が  
在世の永禄より。七十年以前なる。是又松永以前なる  
肩衣有し證あり。又一説ハ近衛龍山公。前久公号。衰微の  
時。薩摩國におく。其頃龍山公。素襖の袖取捨



て肩衣半袴を作てのひししをいひて妄説あり。龍山公も慶  
長十七年ノ薨トぬむむ松永もりも猶後の人なり。龍山  
公の始めのむむししあらざる事成志ふむむし。古代の肩衣  
はひひぶなうして袖あり羽織といふ物の如し。三光院  
内府記ノ半臂ハシ如肩衣ハシ少て有裏云々。半臂も東帯の時下小  
着系服もて袖もろくむむも物をなむ。半臂の事を  
いふとて肩衣をたゆむむしと記しむむし。然以て古  
のうむむぬみくむむむむむ事考へむむむし。今の肩衣ハ  
ひだあきバ半臂ふ似きる事ハ形ハ。三光院殿ハ西三條實  
徳ト多へり。六  
十九歳まむ

裏付上下

裏付上下の事。是ハ古レ裏打の直垂より出きる物なる。宗五  
記ノむむしき染やうハ公家のむむし候ひたむれも黒も  
ふたへ物も能候。ふたへものいふむ詳なむ。寛正六年紀河原  
勸進能舞臺の圖ハ猿樂の素襖もふたへ  
物也。武家の着候うら打ハ。あきむむし紋をむむめ付ふ  
今世きり付 白く付たるも能候とて古を申傳候云々。  
是直垂に裏を付るむむし。今世肩衣袴より付  
るむ此准據なり

継上下

継上下の事。近世肩衣と袴色の違ひたるは継上下と



いふ。是ハ古風あり。前少といふ如く。昔ハ肩衣と袴と一對ふ  
てハ形し。肩衣ハ毛をなれ物あり。袴を一具したるハあり  
し。今世も継上下を略儀と云ふ形あり。是時世の風俗  
あり

褐上下

近世婚禮少く。かたがた無地の<sup>カキ</sup>。褐の上下。子持筋を  
用ふ。無地の<sup>カキ</sup>ハ下より。如し。うちん以上。上下と定たる  
事。武家の古き礼書少く見えず。子持筋の事も同く古書  
に曾て見えず。名目あり。装束抄ごとく。見えず。近幸  
のあらはし。如此故實あり。形事ごとく。世に用  
る人の多くなると。随て法の如くにあり

笈上下

笈上下の事。近世肩衣ハ<sup>モダ</sup>糸羅。精好。紗など。用ひ  
袴ハ精好。綾ひらの類。生糸織のうを物。用ひる事。是  
古の<sup>スシ</sup>素襖より出たるもの形也。宗五記に。生糸素襖とハ  
越後布を染る。紙申候。是も六月七月両月各着候。八月朔日  
より。厚きをあふに。候。當時まき素襖御免の御礼あり  
被申入候て。年中め。候事。由。金仙寺。<sup>東山殿時代。政  
所職。伊勢伊勢</sup>  
守平貞宗。号。金仙寺。<sup>の。よ。ひ。候。云。越後布とハ。近世</sup>  
貞丈が先祖あり。  
越後ち。み。物形也。是も素襖を縫た。透素



襖といふあり。うきく透通<sup>スキ</sup>て涼しきもの用也。近世の袷上下は是より出たる物あり。

### 肩衣

肩衣の名ふ多く聞えり。万葉集山上億良が貧窮問答の歌ふ綿も形き布<sup>ヌカタギヌ</sup>肩衣の海松<sup>ミ</sup>のぶと云くと見え。又鎌倉年中行事に成氏出陣の行粧を志ありたる所。金襴に肩衣をめさると見えり。肩衣ハ松永彈正。又ハ近衛龍山公。薩摩國小居住の時。素襖の袖を去り肩衣を製せりと云ふハ俗説みく信<sup>ト</sup>がきし。

### 半袴

半袴の事。前の麻上下に條走衆故實の文にて見ゆ。

### 長袴

長袴ハ素襖に具したる袴なり。半袴ハ長袴に對し。長袴ハ半袴に對したる事なり。近世長袴といふハ肩衣に具して同様り。深きものなり。古代も肩衣ハこれあり。古代ハ肩衣に長袴さるとも。兩品一對みえたり。今ハ肩衣長袴一對のみ事なるも。近世肩衣長袴の事を長上下といふ人あり。長き下ハ袴と長き上ハ袴といふをれば長上下といふ事なるを。をかし。詞形らばや。



十德

十德の事。近世ハ醫者の類。剃髮の者のと着るふあり。昔ハ俗人も水を着しそり。又駕輿カキ丁キを着せし。羽衣。宗五記ふいみ。ハ葛クワを葛布あり。白くてを黒くても染て被用候つる。十德の上ハ帯。戎仕候。はる。奉公人。羽衣ハ。犬追物イヌオヒモノあり。の時ハ。素襖袴ヌウツカズの上ハ十德を着し。え。何う。ハ。紙持カミヂをられ候て。若くは入らき候へど。十德はぬぎて。え。ぼう。ハ。をきく。罷出候し。射手イハは出イるなり。な。と。申候。ハ。云。ハ。十德の裁縫ハ素襖の如く。左右の腋をぬひ。え。ぎ。羽衣。革カウはむむり。あり。是ハ具ツグたる袴ハあり。白布又ハ白練シロノリなどをきく。え。と。帯オビあり。て。一重イツウなり。

前より結び置あり。十德ハ紋を付ふ事もあり。今も京都にてハ門跡方カドマタあり。ありの者こそ。戎着るなり。江戸にても將軍家ハ御衣ミカドあり。か。の者ハ着るなり。今世醫者の着るるを同ト裁縫カイツあり。も。羅精好紗ラセイコウサあり。て。縫む。色も黒く無紋あり。て。胸紐ムナヒモハ革を用ひ。十德と同ト。きれ。小。平ヒラぐけ。あり。て。短くして結び。帯オビをせ。て。え。羽衣。着る。申。急。別の物のやうに見ゆれ。ど。實ハ同ト物あり。今ハ俗人ハ曾てきる事コトあり。し。ぎ。と。く。え。と。き。ふ。と。あり。と。る。

羽織

羽織の事。古ハ胴服といひ。あり。其をけ短くて。胴許タダマハ。成お



ひふ物あり。是ハ公家衆の用ひふ物あり。胴服とて別の物  
なり。装束拾苴抄ふ 或説ふ羽織ハむつゝ異國とて鳥の羽とて  
織もる服を渡しきふ紋其形よ似せて裁縫したるものな  
るゆゑ羽織と名付しといふなり。是ハ羽織と文字よ書くにつ  
きて造り出たふ妄説を察。羽織と書くハ詞よ付てあて字  
に書たふなり。實ハとまりと書て。詞ハハををといふれり。  
あふひや書て詞ハハをひといひ。あふと書て詞ハハ  
何をとといふと例あり。とまりといふハ放の字なり。  
これハ草に。その子むすどほてハとまりといふや云々。源

氏若紫の巻ふ。心よそのをきとまりかきとるあり。又明石の  
巻り。あくなむつら身をとまりしうつらや云々。こまら  
皆放の字なり。きとまりはまきとる物のそれなり。やうの  
事をとまりとていふあり。俗語ふとまりあり。とまりと  
とまりとていふなり。いふも同ト詞なり。胴服をとりと  
いふも上より帯をさげしてとまりとてきとる者あり。とまり  
とていふなり。その小紋詞ふとまりといふなり。とまりか  
くふハ放掛フツカンの字なり。帯にさおさげして放ち着ギよきふも  
これ名あり。羽織の字ハ詞よ付てあて字にさしむるなり。

道服



道服ダウフクの事。塙囊抄。道服こそ雨の降らぬ時乗馬ウマする上り  
打ウき帯オビもさぬ物なり。灰ハイ布フの立タち衣イ装サウを垢カウまを  
防フぐ心ココロあり。殊トシ更シ内ウチふく着キべき物モノに非ヒざるなり云々。貞  
丈タカ按ア道服ダウフクといふ装束サウソクも公家キョウケ不用フヨウらるる物モノにて僧衣ソウイに  
似ニざるるのなり。乗馬ウマするるの時トキ着キるるハハ胴服ドウフクなり。丈タカも短  
くて。胴ドウばららを覆オホふ服フクなるるハハ胴服ドウフクといふなり。道服ダウフクも  
別の物モノなり。思オモひ混マじるならずらんべ。

時服

時服トキフクといふ名目ナメ上古コノとをあやうし事コトあり。禄令ロクレイ云ク。凡ソノ親ミコト王  
年トシ十三トシ已マ上ニ皆ソノ給タマ時服トキフク料リョウ。春ハル純ジュン二ニ疋フタヒ。糸イト二ニ約ニ布フ四シ端ヘ。鈿チ十ト口ク。

秋アキ純ジュン二ニ疋フタヒ。綿ワタ二ニ屯ト。布フ六ロク端ヘ。鈿チ四シ。云ク。續ツグ日本ニッポン紀キ卷クワン十二ニ曰ク。  
聖武セイブ天皇テンノウ天平テイヘイ八年ハツネン冬フユ十月ジュウゴツ戊申ボウシン。施セ唐僧テウソウ道璿ダウゼン。波羅門バラモン僧ソウ菩  
提トウ等トウ時服トキフク云ク。よう三代サンダイ實録ジツロク卷クワン四十二ニ小コ陽成ヨウテイ天皇テンノウ元慶ゲンケイ  
七年シチネン二月ニゲツ廿五日ニニヂユウニチ壬戌ニニヂユウニチ賜タマ勃海ハツカイ客徒キヤクテ冬フユ時服トキフク云クと見えま  
也

小袖

小袖コソデといふハハ毛モウ氈センて袖ソデの下ノを丸マく縫ヌたるをいふ。袷アサギも  
も綿ワタ入イにても。單物タンモノなりも。むららよよても袖ソデの下ノ九ク三サンハハ小袖コソデなりも。  
ども今イマも綿ワタ入イのなりを小袖コソデといふ事コトなるる也なり。小袖コソデといふ  
名ナハ衣キヌ袖ソデなりも。對タイしていふなりも。衣キヌといふも袖ソデなりも。







織筋とて、ふゆくも細くも横一、面より筋を織きふ物  
なり。是は、チリマキへ通例男の着る練緯あり。又いふへ婦人  
兒チゴあとの着るふゆくも、チリマキとて、こころし、くれあぬぢ。  
ひとつまぢ、チリマキいふあも、ふきらハ筋のありやうあり。  
又ぬき白、こころいふ、チリマキ何り。是等ハ、たゞ色や、筋を  
し。此品、舊記に見えたる名ある。又昔も男女とりのり  
ふ、チリマキ筋をぬきを着せり。の、いふ練緯ハ、童男童  
女十四五歳、ぬいでハ着して、それより以後ハ着せぬ。又婦  
人ハ、宮女も、將軍家の女房も、打つけ、チリマキ下のあひ、チリマキ  
筋をぬき、チリマキ着せり。たゞ、チリマキてぬき、ぬき、チリマキ昔ハ家の紋

ふど織入る事ハ、チリマキし。今世ハ、袖の下や腰、チリマキり、チリマキ筋を織  
て、五所、チリマキ家の紋を織入るなり。又宗五記、其外室町殿の代  
り、記したる書どりの紙案、チリマキあし。祝儀日礼式、チリマキなり。  
必、チリマキ筋をぬきを以て、礼服とせる事ハ、見えぬ。花飾なる物、チリマキ  
るゆゑ、晴たる日に、チリマキ着せ、チリマキ人を有り、チリマキなり。チリマキし。控  
の頃ハ、ぬき、チリマキ小袖の、チリマキいふやう、チリマキ差別ハ、チリマキし。又  
チリマキぬき、チリマキの事。御成次第古實、チリマキ永正年中伊勢備、チリマキし。  
の、チリマキ免れ事。男衆の年、チリマキり、チリマキ人の自然、チリマキめし候、チリマキん、チリマキ災  
る。この御女房、チリマキへ、チリマキ年廿八、チリマキ御あり候。五月五日の午、チリマキ時、チリマキま  
でめし候。其以後、チリマキ候、チリマキ候、チリマキ候云、チリマキし。ぬき、チリマキめハ、チリマキ光ツヤあ



すく花麗ある物なるふゆゑ昔ハ男も着ざるもの少くあや  
しかり。女だうも年をけても着ざるもの少くあや。

當御家少くハ四品以上ハ志づら。五位以下ものしめと御制  
法を立らまざるふゆゑ。近世ハ男ハ服ハ法ハ然用るなり。  
御制法ある上を憚らば。誰ものしめ法着ざるなり。是其  
時世々の制度なり。

無地慰目

無地ムヂのしめとハ腰ウシも袖スエも筋スジなれば然シハ是近世の物なり。  
昔はぬきぬきて惣ソウ筋スジを織オリたるを。後ハ袖の下と腰ウシばかり  
筋スジを織オリたり。服ウシ袖スエ腰ウシ筋スジある。古風

の残りきるものなき。然シハ近世腰ウシ筋スジあるを腰ウシばかり  
といひあらう。て。婚コン礼レも輿コシ代カりといふ事コト取テりて  
用ヨウむばす。無地ムヂのしめ法用るあらう。ふなりたる。い  
ふ。一腰ウシ筋スジある。名目筋スジ。婚コン礼レハ無地ムヂ。しめ用る  
といふ事。古き武家の礼書に。見えざる事なり。然シハ  
今ハ世上ハ普ツく。腰ウシ筋スジある。古實コジツに無ム。とて押オシく。  
腰ウシ筋スジある。法ホウ着て人の許キへ行き。人ヒト氣キよくけさ。とて水ミヅハ無  
礼レとあはゆ。世ヨのあらう。一隨ツふ。筋スジ。おれのみ。あら  
ま。近世キンセイハおれ。なる。形カタチら。は。出来て。古實コジツに叶ヒは。事コト  
多オホシり。れ。せ。ん。う。あ。ま。て。世ヨハ。事コト多オホシし。あら







四月より裕を着候。中五月四日迄裕。五日より男衆ハ白  
 びら。女中衆ハ殿中にハまきしうらね。袴をぬき成めし  
 候。御所一もねとすいしうら。六月朔日より七月中迄ハ  
 びらをぬき候。八月朔日より又練ぬきをぬき候。御腰巻  
 男も古ハ八月朔日より裕を着りたるも候。今ハ九月  
 朔日より裕今こゝに伊勢宗五入道存生の頃あり。九日より小袖を着候。  
 漆付の小袖各御用候。又十月亥の子。男女より小紫色の  
 小袖を用候。是ハ殿中にては事なり。但京中木略此分候  
 云々。又云ハびらの事。はしがね。又ハまきとハ貞丈云  
まきとハ外。地ハあねと厚くハ紅の花青葉を一面ハ  
漆たるなり。まきとハ金箔にて紋ハまきとハなり。女房兒ハ  
 わの衆もハ能候。辛きけたる男ハ尤不可然候。只男ハ若さ  
 も老もハ白さかびらも似合候云々。同一本ハ男の夏  
びらハと見えたり。右ハ京都將軍時代の事なり。五月五  
日漆カキむら。七夕ハ朔ハ白くハむらと定たる事。古ハ  
さハ右ハ文も知る事。五月五日漆くハむら。七夕ハ  
 朔白ハむらと定まる事。  
 當御家の御制法ハし。其子細ハ知らズ。或説ハ七夕ハ  
 朔ハ白くハむらハ着る事。七月八月共ハ秋の季なり。  
 秋ハ西方金氣のほうをどる時なり。金の色ハ五色ハ取て  
 ハ白ハ此故を以て白帷子を用ふる云々。按むるハ右の



説きとりて。四季小五行を配し。五行は五色にあり。衣服の色を定むる時。春は青。夏は赤。冬は黒。四季の土用は。黄色の衣服に著すべきなり。右に説秋の一事は。はやく叶たれども。外の三季土用は。少く叶たれば。如此多し。けり。理屈をいふ事。近世のそやりのなり。笑ふなりし。

鼠色衣服

鼠色チツミの衣服もいさくく。色なるを。著るを。鼠色チツミハ白きより少し黒き。鼠色チツミあり。本名ハ小び色チツミ。服者チツミとて。父母兄弟など死チツミふ。このむく。服者チツミ衣服の色なり。て。うき。この間素服チツミ著る。人をもいふ。鼠色チツミ一名ハうを墨色チツミなり。いふなり。常チツミハ素服の色なり。

此色をわきまをいふも用ふなり。山事と吉事チツミは。このつを

禮の道なり

頭巾

頭巾ヅキンハ。延喜圖書式チツミハ。凡馬羊料チツミ仁。手經十九部チツミ云々。各給淨衣。

純チツミ四丈チツミ。汗衫并チツミ禪料チツミ。調布四丈五尺チツミ。衣袴并湯帷チツミ。頭巾一條チツミ。絲一兩チツミ。

と見えしなり。

足袋

足袋の事。近世ハ木綿足袋を用ふ。古ハ革チツミなびれ也。武雜記チツミ。足袋チツミハ。殿中へも御免候チツミハ。てんはき不申候。無紋チツミ。革チツミ。黒革チツミ。ハ不用候チツミ。よき。ふ。小紋チツミの黄革チツミ。ハ用候チツミ云々。宗五記チツミ。



足袋の事。殿中へハ御免候はてとえは候し可。御免の時  
必御たび一足被下候。又入道同朋ハ御免ハ沙汰ふくこと  
候。大名外内衆も主人の御免候はてはく候。いふ様無紋の  
革ふも履革をバ不可用。軍陣の時ハふも履革たるは云々。  
今世も殿中御前へ足袋を履て出る事ハ禁制あり。足袋  
寒る病阿る人ハ。御免を蒙るもくも履。公家ふも履ハ素  
足。無礼とて。韃靼とくたり。足袋一似た  
武家ふも履と。  
古より素足を礼とて。足袋を履を無礼とはふあり。あ  
やう事ハ。公家武家の礼同じうらざる所あり。

合羽

合羽といふものハ古代ふも履と云ふ也。昔ハ蓑を着  
たるも履。太平記卷十八。越前府。里見伊賀守ハ大將と  
て。義治五十餘人を金崎の後攻の爲り。敦賀へ被差向。其勢  
吹雪の用意候。物具の上ハ蓑笠を着云々。宗五記。雨  
降候時ハ御輿ふゆ。せんくけられ候事ハ。公方様御こ。ふハ  
見及申候。候。御旅。一段雨ふり。風を吹候ハ。ハを  
ら。候由。候。尤候へ。御供の衆も蓑笠めし候云々。今世  
蓑箱とく行列。持。も。も。ハ蓑を着。し。ハ。ハ。箱  
を蓑箱と。ハ。習。ハ。り。慶長の頃。ハ。阿蘭陀國の人。商  
賣の爲。日本へ渡。來。ハ。阿蘭陀人の上。ハ。着。衣服。



袖も形くをそ廣きものあり。たゞき故に國の人以詞不カツ  
ハといふなる。此方よりそのカツパを似せき。紙にて作也。油を  
引てカツパと名付ふるなり。今坊主合羽といふ所のなり。  
其後又袖付付き紙カツパにてき。又木綿合羽。羅紗の合羽  
なるハ出来たるあり。阿蘭陀に用る文字ハ此方ハ字とて  
違き。合羽の二字も此方よりあて字に書たりといふ  
形也。字ハ意味ハありし

家紋

家の紋の事。紋といふハ衣服に五所<sup>ノ</sup>付る紋の事。紋といふ  
もあらざれば。その物の模様を紋といふなり。東帯に時

上、不着る装束は袍といふ。此袍ハ綾を以て縫ふなり。其綾  
一様々の織紋あり。天子のめを御袍<sup>ノ</sup>に黄檀<sup>ノ</sup>漆といふも。桐  
竹鳳凰麒麟の織也。麴塵<sup>ノ</sup>御袍も唐艸<sup>ノ</sup>鳥の織紋也。  
赤色の御袍にハ唐艸<sup>ノ</sup>小窠内<sup>ノ</sup>菊の紋あり。  
織紋より出 又臣下は袍<sup>ノ</sup>ハ或ハ浮線綾<sup>ノ</sup>の丸。或ハ轡<sup>ノ</sup>唐艸<sup>ノ</sup>或ハ輪  
無<sup>ノ</sup>或ハ輪違<sup>ノ</sup>等の紋あり。此外家々一定用ふる紋也。  
唐紋といふ各 家の紋也。右も公家の事なり。武家ハ紋ハ旗幕の目志  
一形也。是ハ保元平治の合戦の頃より始り。事。後ハ  
ハ旗幕よりて衣服も紋付る事なり。宗  
五記に公方様御服と申ハ織物 色御紋 白さあや。又ハあや



はむぎ紙地を色くし染て御紋むらぎ紙をせり付候  
云く是ハ東山殿義政公時代の事な也御紋不定とある紙見  
せむそ紙頃も衣の紋小限らむ何紋も付しな也  
後世にハ必家の紋外ハ付ぬ事なをりなり

紙衣

紙衣ハ昔々有しとの形り源平盛衰記卷四十八法皇大原入御  
の條に色黒うして疲ツカを衰へる老尼の紙衣カキキヌの上濃コき墨スミ  
そめ紙紙後をもせり着たをりける云く古今狂歌集ハ蓮性  
法師が歌云ふしこのころひりこころふりこころ風のい  
る矢もとふさくもなりなりなど見えたる

白衣

白衣ビヤウエといふハ礼服を着せしめて袴ハカマばかり着たをいふ也  
今世ハ袴を着せしむる白衣といふも誤る也源平盛衰記  
卷十三高倉宮信連戦の條に前右大將ハ御簾ミカドを半卷ナハ上ウぐく大口オホクチなり  
小白衣シロハカマ長押ナガシ尻シラかけて云く公家衆の平服ハ下シタ小白小  
袖シロハカマを着して上ウハ直衣シロハカマといふ装束下シタハさしぬぎの袴ハカマを着え  
けりし或著るも少なり白衣といふハえけりしぬぎの袴ハカマを着  
ぬぎもぬぎ直衣シロハカマづくぬぎ下シタの白小袖シロハカマをあらしむ  
或白衣といふなり武家もいふし装束の下シタも白小  
袖シロハカマを着せり今世武家もくハ五位以下の人えけりしぬぎ  
白小袖シロハカマ着る事ハ制禁セギンなる



袴もぬきぬぎ直垂少くも素襖少くも着ざらば白衣少くも  
ふたり今世の風俗みよきも肩衣を着せしめて袴づら  
着き居が白衣れ也

股引

股引の事古へハゆいぬきとも又ゆいさきもいひし  
なり東鑑卷三壽永元年六月七日の條に以股解モ、モ、モ差長八尺串召愛甲  
三郎令射給云云股解ハゆいぬきなり解の字ハ解脱に義あり宇治拾遺  
卷九ゆいゆらう即等佛供養の物語の條よびゆい兵藤太  
はゆいゆらう者ありゆい中略年五十ばゆいなり太刀  
をたゆいゆらうゆいゆらう來て云云宗五記よ公方様御小

者もゆいゆらう脚半ハ十月五日内野の御經へ御成より三月  
三日迄被用候ゆいゆらう見せりゆいゆらうハ股ちて入るゆいゆらう  
きといふ事をゆいゆらうゆいゆらう  
ゆいゆらうの事をゆいゆらう

脚半

脚半キヤハン又ゆいゆらうとも云本字も脛巾也和名抄よ脛巾俗よ  
云波よ岐とあり宗五記よ此文右ふ又云雨ふり道悪く  
候へて走衆も御小者も脚半をゆいゆらう候大名の内衆  
同前又大口直垂を着候時ハ誰も脚半故一候惣して赤  
ゆいゆらう見え候ハ尾籠成事一候云云

下帯

犢鼻禪タヌヒゆいゆらう袴



ぬんどりの事。いふ。一はたづなととも。又たづの帯とも  
いひ。一なり。又下帯といふ。又たふさだせ云タウサキと  
をむせし何  
きも一つ物あり。是絹一幅を以て。前陰取お布ふ物あり。義  
貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を記されき。第一に  
手綱とあるは是あり。又曾我物語第一をすふ  
の條に云。景久聞  
て。はまふがききき。無うらんふとそせ。いむ。なれば。平太  
是を聞。侯野も手一つ。目ねも手一つ。おくして。さ。まけ  
た。さ。の。かれ彼  
體。い。の。も。ふ。ふ。十人。な。り。り。も。一。は。あ。み。ふ。と  
思ひ。着る物。な。ぬ。ぎ。お。た。き。づ。な。り。き。ま。う。き。は。く。れ。バ。の。で  
こ。え。う。つ。ま。い。ひ。れ。う。い。さ。も。つ。の。を。だ。云。く。以上た  
づな 澤巽

阿將軍義輝公  
の同朋なり づ覺書に。將軍に御服の目錄を記したる  
末に。御を。さ。お。び。一。と。あり。右たづ  
の帶 源平盛衰記卷十一經  
俊  
布引の瀧一入條 小云。經俊ハ緋の下帶うる。備前作の二尺八寸の太刀。  
隨分秘藏志を。ら。奴。脇。小。と。さ。ん。で。云。く。右下  
帶 和名抄に。唐韻  
云。松シキ職客反。與鐘同。楊氏漢語抄云。松子。  
太乃タノ太不佐岐タノとハ。毛モも。犢鼻禪也。ハダハカ  
ハカと。さ。ば。づ。の。下。に。か。く  
た。ふ。さ。さ。と。い。ふ。事。なり。宇治拾遺卷十二第八  
條 小賀茂の祭  
の日。真ま。さ。さ。か。た。た。ふ。さ。だ。げ。う。を。し。て。か。ら。鮭サケ太力タカと  
きて。や。さ。ら。女メ牛ウシ小乗コジョウと云。く。右たづ  
の事 今も安房の國に  
人ハ。ふ。ん。が。う。と。い。ふ。た。た。さ。だ。と。い。ふ。を。古の人ハ。た。ふ



さだをうききてその上よもむばうぬを着たるなりや。たゞ  
 ばうまハ禪也。犢鼻禪トシビコシとも云。其形牛の鼻に似たる也。急な  
 也。和名抄云。禪音昆和名須万之毛能。と見えきり。まゆハの  
 又ちいさきもの云ハ犢鼻禪の事也。此三字をタフサギと訓ハ誤なり。和名抄  
ハ違る又禪をまぶばうぬゆりいふなり。源平盛衰記巻  
三十五宇治川先陣條。ふ。はぶむかきをうきとあり。禪ハたけ短くし  
 て膝の邊以上禪のやうでう。至る袴なり。又ふん事ありご。又湯  
 具トと云。事ハたれ人ハ湯殿ト入るに。下賤の者如くよ  
 下の帯をかゞむ。前陰トぬあらしむ。湯あむる事なりし。  
 必下帯トぬうきうト湯入る也。湯具トいふなり。又装

束下の小袖ト上トまる帯をも。下帯トいふあり。ふんご  
ハいやト詞なり。按トむらうトふりトだトいふ詞の轉トたる  
 ちトし。扶桑拾葉集の中ト。藤原肅トが作トまトる。かやぐきと  
 いふ文あり。それ文ト。牛乳トはれトとトき馬のふもトだトかく  
 らんトハげト小トいトうトき世トもありトなりや云ト。ふも  
 だトいふト。ふもトの二音を反トさトむ。音トほトさトるなり。むト  
 一ハ馬の引トづトたトぬト以トく。馬ト足トはトとトひト馬をトとトめ置トあり。人  
 のトまト帯をトうトきたる姿の馬トふトほトしトうトあトたるが如く  
 なる也。賤トき者の詞ト。ふもトだトいふトいふトなる也。

女湯具

女の湯具トをトまトるト事ト本トなり。后宮名目抄ト御志  
 下裳トとかく。是ハ御ゆトぐト事トにトまトるトておめ  
 りトんト申侍トハ無下の事トなり。為家トをト侍ト了歌トふ  
 也。對トの宮ト城トいトふト奉トりて。御産湯トむトをおトはトし



侍る時小波よを系松の志つり小よ後河を志すれきて  
ふらやとりつるの聲とほろろやうらやうら系松のあゝをえ  
形り云くと見えたり

湯卷 今本 今支

女の常上腰小巻く湯具といふ物を湯巻といふ誤なり。  
湯巻といふまゝといひひく字ふも今本今支と書りこれ  
一物なりさてその湯巻ハ貴人御湯殿不入りふとき  
みんひ召をまゝいれ白き絹の衣なり侍中群要第五今  
支の注し奉仕御湯殿之人所著衣也ス、ニ、キヌ生白絹也云々榮花物  
語初花の巻 寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院を産む

る事茲記さる條小御ゆどの酉の時とぞある中女房略

白き装束ごりして御湯殿いよさるぞこれ同し事な

り恒例毎日に早旦供御湯主殿官人奉行

近代多次第篇釜殿運湯中凡禁中着湯卷上薦一人典侍一人也

五位也畧是候御湯殿故也とを記し長建東鑑卷四十二

四年四月朔日將軍宗尊親王入御小御小袖十具御大口一

鎌倉兼被納御釜籠物等の目錄唐織物御衣一領御明衣一今本中畧云々

つまると同衣の事なり然るに今女に腰に纏く湯具と混

して心得るハ大なる誤なり

女衣服







住たる女の。観音にたなをきかたをて。富る身とるや。物  
語紙記し。多る條り。ちあぶたふこらきんとおりんと。い  
まふまのねし。たのづうらひる事りや。あつとて。くれあ  
のま。一は袴ぞ一つある紙。はまをこらせんとおりひく。  
くれハ男のねむたふま。一のたのぬをきて。此女をよむと  
きて。年頃をける人あらんと。さうらぎをたさう。思ひ  
もかおぬをり。一もさうらひく。をぢがぬし。うりぬ。うり  
たる事を。かく。一つふことの。此世をうらむ。一なも。何よ  
つあてう。さうらきんと思へど。志がうりふ。くれ紙とく。さうら  
まを云く。是ハ田舎の貧き女が。母のめし。つあひ者

ふ下女のむせめ。恩をうき。一にをさ。其とら。こびふ  
紅の袴。紙ぬぎて。其むせ。ふあ。たふ。由をい。たふ。あ  
くれ。あ。紅の袴。い。た女。あ。も。あ。事を知  
る

四季艸五の巻 秋草中 終







